

青森県報

号外第四十八号

令和六年
七月二十六日
(金曜日)

目次

○大規模小売店舗の変更の届出	（地域企業支援課）	一
○右	同	二
○右	同	三
○右	同	三
○右	同	四
○右	同	五
○右	同	六
○右	同	七
○右	同	八
○右	同	八
○右	同	九
○右	同	一〇
○右	同	一一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂十和田元町店
十和田市元町西五丁目九七の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 六・三・一

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 六・三・一

四 届出年月日

令和六年三月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び十和田市役所

2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
令和六年十一月二十六日

- 2 提出先
青森県経済産業部地域企業支援課

- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂八戸田向店
八戸市田向二丁目一の二三
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 六・三・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 六・三・一

- 四 届出年月日

令和六年三月二十一日

- 五 届出書の縦覧

- 1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

- 2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

- 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限

令和六年十一月二十六日

- 2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂黒石富士見店

黒石市富士見一八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷辰弘	変更後	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷孝一	変更年月日	令和六・三・一
-----	---	-----	---	-------	---------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷辰弘	変更後	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷孝一	変更年月日	令和六・三・一
-----	---	-----	---	-------	---------

四 届出年月日

令和六年三月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び黒石市役所

2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十一月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂つがる柏店

つがる市柏下古川花崎一四二外
 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 六・三・一
変 更 後	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷孝一	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷孝一	年月日 変更

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 六・三・一
変 更 後	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷孝一	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷孝一	年月日 変更

四 届出年月日

令和六年三月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びつがる市役所

2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十一月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂おいらせ百石店・セブナイレブンおいらせ百石店

上北郡おいらせ町瀬野五〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 六・三・一
変 更 後	株式会社セブナイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 永松文彦	変更なし	年月日 変更

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

代表者の氏名

変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	変更
変 更 後	株式会社セブン・イレブン・ジャ バン 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 永松文彦	変更なし	令和 六・三・一

四 届出年月日

令和六年三月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びおいらせ町役場

2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和六年十一月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダモールおいらせ

上北郡おいらせ町緑ヶ丘一丁目五〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

変 更 前	前田商事株式会社 むつ市小川町二丁目四の八 代表取締役 前田恵三	変更なし	令和 六・三・一 (住所) (代表者)
変 更 後	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地割二四二の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	

四 届出年月日

令和六年三月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びおいらせ町役場

2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十一月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂弘前安原店

弘前市大字泉野五丁目五の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

太閣木下建設株式会社

大阪府東大阪市長田西四丁目四の二一

代表取締役 木下吉数

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 三・二・一 (住所) 六・三・一 (代表者)

四 届出年月日

令和六年三月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十一月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂弘前若葉町店

弘前市大字清水一丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社あさひほうむ

弘前市大字早稲田二丁目二の五

代表取締役 葛西重明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

変更後

変更年月日

株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一
代表取締役 西郷辰弘

株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七
代表取締役 西郷孝一

令和
三・二・一
(住所)
六・三・一
(代表者)

四 届出年月日

令和六年三月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十一月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂七戸店・スーパーカケモ七戸店
上北郡七戸町字筑田川久保一七の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地利二四二の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 三・二・一 （住所） 六・三・一 （代表者）
変 更 後	株式会社スーパーカケモ 十和田市穂並町一五の一〇 代表取締役 欠畑茂治	変更なし	令和 三・二・一 （住所） 六・三・一 （代表者）

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地利二四二の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 三・二・一 （住所） 六・三・一 （代表者）
変 更 後	株式会社スーパーカケモ 十和田市穂並町一五の一〇 代表取締役 欠畑茂治	変更なし	令和 三・二・一 （住所） 六・三・一 （代表者）

四 届出年月日

令和六年三月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び七戸町役場

2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十一月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森トリアル五所川原新宮店・薬王堂五所川原店

五所川原市字幾世森一七の一十九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社青森トリアル 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 柏村昌弘	変 更 後	変更なし	変更 年月日
変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷辰弘	変 更 後	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 六・三・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社青森トリアル 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 柏村昌弘	変 更 後	変更なし	変更 年月日
変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷辰弘	変 更 後	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 六・三・一

四 届出年月日

令和六年三月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び五所川原市役所

2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十一月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂むつ下北町店・ローソンむつ下北町店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地利二四二の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 三・二・一 (住所) 六・三・一 (代表者)
変 更 後	株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目一一の二 代表取締役 玉塚元一	変更なし	年月日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地利二四二の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 三・二・一 (住所) 六・三・一 (代表者)
変 更 後	株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目一一の二 代表取締役 玉塚元一	変更なし	年月日

四 届出年月日

令和六年三月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びむつ市役所

2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十一月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミリーマートさとう中央店・薬王堂むつ中央店

むつ市中央一丁目一七の一〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年月日
-------	-------	-----

有限会社ファミリーマートさとう むつ市海老川町五の三 代表取締役 佐藤治	変更なし		令和 三・二・一 (住所) 六・三・一 (代表者)
株式会社社葉王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地利割二四二の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社社葉王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一		令和 三・二・一 (住所) 六・三・一 (代表者)

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更
有限会社ファミリーマートさとう むつ市海老川町五の三 代表取締役 佐藤治	変更なし	年月日
株式会社社葉王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地利割二四二の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社社葉王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 三・二・一 (住所) 六・三・一 (代表者)

四 届出年月日

令和六年三月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びむつ市役所

2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

る。

1 提出期限

令和六年十一月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)板柳複合計画

北津軽郡板柳町大字三千石字二湯六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更
株式会社伊徳 秋田県大館市清水四丁目四の一五 代表取締役 塚本徹	変更なし	年月日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 六・三・一
株式会社伊徳 秋田県大館市清水四丁目四の一五 代表取締役 塚本徹	変更なし	変更 年月日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 六・三・一

四 届出年月日

令和六年三月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び板柳町役場

2 期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十一月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭